

平成 30 年 5 月 30 日
中部地方整備局港湾空港部

中部地方整備局（港湾空港関係）における同時提出方式の拡大について
（お知らせ）

中部地方整備局（港湾空港関係）においては、平成 28 年度に発生した中部地方整備局発注工事に係る不正事案を受け、不正事案の再発防止に取り組んでいるところですが、今般、「入札書と技術資料・施工計画（技術提案を含む）を同時に提出する工事（同時提出方式）」の試行対象工事を、当面の間、本官発注工事にも拡大しますのでお知らせします。

なお、同時提出方式の拡大に伴い、配置予定技術者の拘束期間等に著しい影響を及ぼさないよう、入札契約手続期間の設定の際に十分に留意いたしますのでご理解、ご協力をお願いします。（別紙フロー図のとおり）

1. 試行対象工事

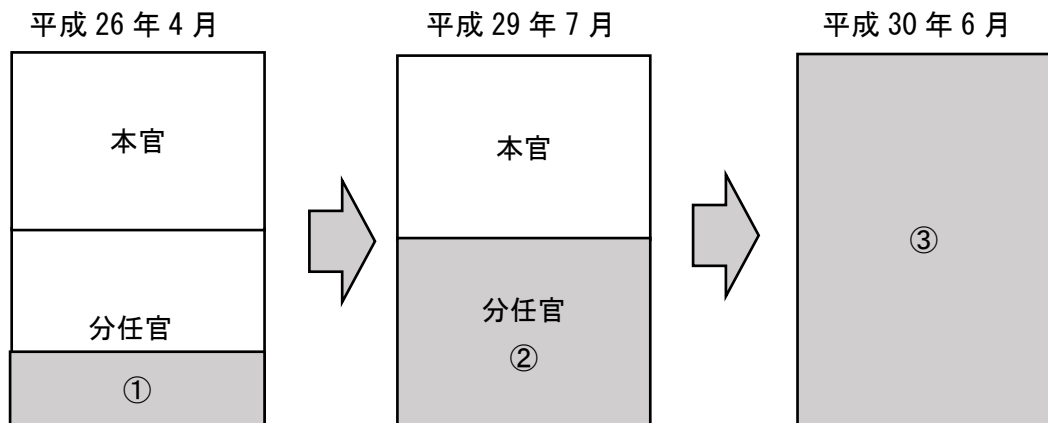
本官・分任官において一般競争入札（総合評価）で発注する全ての工事

2. 適用

平成 30 年 6 月 1 日以降に公告する工事

3. その他（同時提出方式拡大の変遷）

- ① 平成 26 年 4 月 分任官発注における港湾土木工事（5000 万以上 2 億円未満）
- ② 平成 29 年 7 月 分任官発注における全工事
- ③ 平成 30 年 6 月 本官及び分任官発注における全工事



担当課：経理調達課

(別紙) フロー図

配置予定技術者の拘束期間は、従来方式と同時提出方式で同程度。

